



社会福祉法人 泰清会 訪問介護サンライズみはら

●障害福祉サービス (居宅介護/重度訪問介護)

サービスの概要

【居宅介護】

障害者等につき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。

対象者

【居宅介護】

障害支援区分1以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の割合)である者

※ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)をする場合、次のいずれにも該当する者

①障害支援区分が区分2以上に該当

②障害支援区分の認定調査項目のうち、次の状態のいずれか1つ以上に認定されている

(1)歩行:「全面的な支援が必要」

(2)移乗:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3)移動:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(4)排尿:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(5)排便:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」



【重度訪問介護】

障害支援区分が区分4以上の者(病院等に入院又は入所中に利用する場合は、区分4以上であつて入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者)であつて、次のいずれかに該当する者

①次のいずれにも該当すること

(1)二肢以上に麻痺等があること

(2)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要以外と認定されていること

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

利用料金について

裏面に添付している料金表をご確認ください。その他、詳細を個別に知りたい方は下記の連絡先へお問合せください。



いつでも気軽にお立ち寄り下さい

【お問合せ】訪問介護サンライズみはら

〒723-0051

住所：三原市宮浦4丁目4-29

TEL：0848-60-0632

(担当：島谷・大坪)